

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年9月26日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度静岡県総合計画冊子デザイン等作成業務委託
- (2) 業務内容 静岡県総合計画の策定に伴う総合計画冊子のデザイン等作成に関する業務
- (3) 業務期間 契約日から令和8年3月18日まで
- (4) 担当部局 企画部企画課

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書提出時まで、静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「広告代理」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 選定方法

提出された書類とプレゼンテーションを総合的に審査して選定する。

4 手続等

(1) 担当部局

〒420－8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館3階
静岡県企画部企画課

電話：054－221－3285 FAX:054－221－2542 E-mail: kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要領の交付

ア 交付期間 令和7年9月26日（金）から令和7年10月8日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

イ 交付場所 上記(1)のほか、静岡県企画課ホームページに掲載する。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040979/1011488.html>)

(3) 提出書類

ア 提出書類 募集要領に記載された書類

イ 提出期限 郵送の場合と持参の場合で期限が異なるため注意すること

①参加表明書 令和7年10月7日（火）必着（郵送の場合）

令和7年10月8日（水）正午（持参の場合）

②企画提案書 令和7年10月10日（金）必着（郵送の場合）

令和7年10月14日（火）正午（持参の場合）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

5 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県企画部企画課（電話番号 054－221－3285）とする。